

ちょうどいい、みつけた。

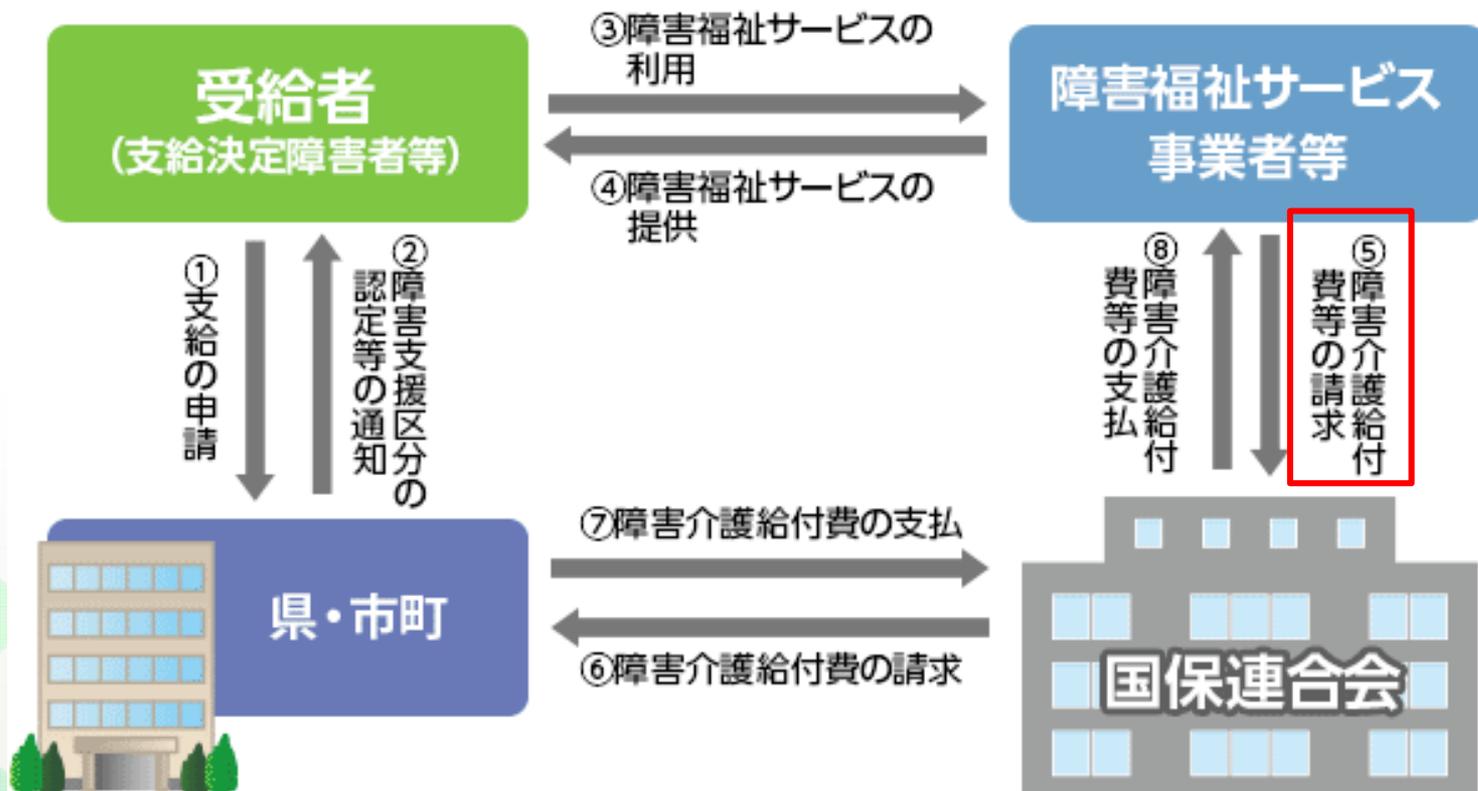
廿日市市

はつかいちし

# 自立支援給付費等の審査請求研修会

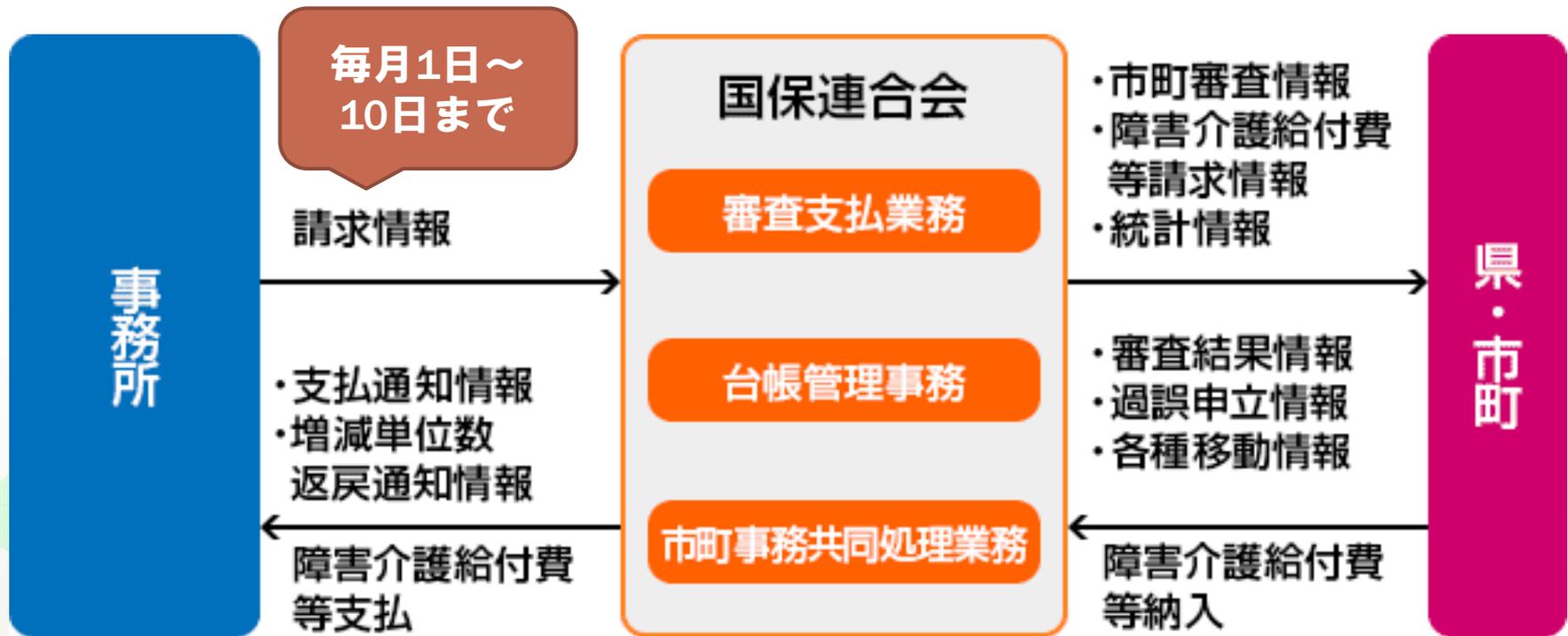
令和8年2月25日  
廿日市市障害福祉課

# 障害福祉サービスの流れ



出典：広島県国民健康保険団体連合会ホームページ

# 請求の流れ①



# 請求の流れ②

毎月11日～17日くらい  
に国保連で行う審査

## 一次審査

請求後、誤りが発覚した場合この期間内だと国保連に連絡すれば修正可能

毎月21日～27日くらい  
に国保連の審査結果を  
基に市町で行う審査

## 二次審査

国保連では審査できなかったエラーについて市町で確認します

# 加算の届出①

加算の新規取得や区分変更がある場合、事前に届出の提出が必要です。

## 【届出期限】

前月15日までに指定権者に届出を提出

→翌月1日から適用

15日以降に届出を提出

→翌々月1日から適用



# 過誤請求について①

確定済みの請求に誤りがあった場合、過誤申立書を支給決定市町に提出することにより、請求を取り下げること。

廿日市市：前月末までに過誤申立書を提出

過誤申立書様式は市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/34/34890.html>

# 過誤請求について②

## 【通常過誤】

過誤申立書の提出と再請求を別々の受付月  
にすること。

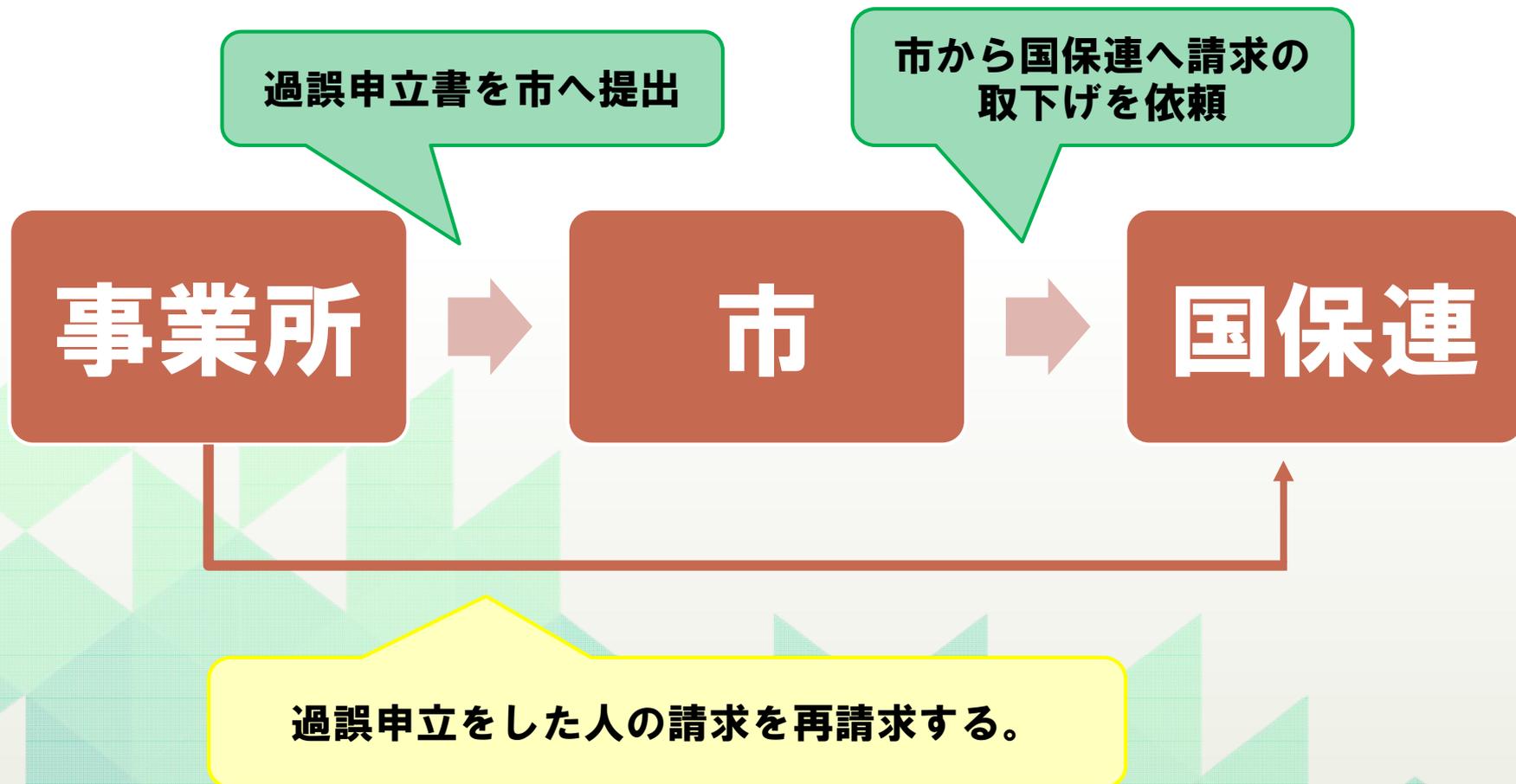
（例）9月30日までに過誤申立書を提出し、  
11月請求時に再請求をする。

## 【同月過誤】

前月末までに過誤申立書を提出し、翌月10  
日までに再度正しい請求をすること。

（例）9月30日までに過誤申立書を提出し、  
10月請求時に再請求をする。

# 過誤請求について③



# 上限額管理について①

複数の事業所を利用する場合、それぞれの事業所が1割ずつサービス費を徴収してしまうと利用者負担額が超過してしまうため、1つの事業所が負担額の管理を行い、利用者負担額内に調整すること。

- ・利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書様式は市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/34/12132.html>

# 上限額管理について②

	障害福祉サービス	障害児通所支援	地域生活支援事業
障害福祉サービス	○	×	○
障害児通所支援サービス	×	○	×
地域生活支援事業	○	×	○

障害福祉サービスと地域生活支援事業の上限額管理は可能ですが、障害児通所支援との上限額管理はできません。

# 上限額管理について③

上限額管理を新規で行うまたは上限額管理の事業所を変更する際は、届出書と受給者証を持参の上、障害福祉課（山崎本社あいプラザ3階）で手続きをお願いします。

郵送での手続きも可能です。

# 上限額管理について④

## 【上限額管理優先順位（障害福祉サービス）】

1. 居住系サービス（共同生活援助体験利用者を除く）
2. 計画相談支援事業所（モニタリングが毎月必要な人の場合）
3. 日中活動系サービス
4. 訪問系サービス
5. 短期入所事業所
6. 共同生活援助（体験利用の場合）

# 上限額管理について⑤

**【上限額管理優先順位（障害児通所支援）】**

- 1.計画相談支援事業所（モニタリングが毎月必要な人の場合）**
- 2.児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所**

# 上限額管理について⑥

**世帯管理とは**

**きょうだいでサービスを利用しているため  
同じ世帯内で上限額管理が発生すること。**

**ただし、同一事業所のみを利用するきょう  
だい間での上限額管理は上限額管理加算対  
象外。**

**(ex,事業所Aのみを兄B・弟Cが利用する場合)  
(次スライドパターン③に該当)**

# 上限額管理について⑦

(利用者負担額上限4,600円の場合)

## パターン①

きょうだいでA事業所しか利用していないかつ、きょうだいでサービス費1割分をそれぞれ請求しても負担額上限を超えない

(負担額 兄：2,500円(1割)、弟1,000円(1割))

→上限額管理不要(届出×、加算×)

## パターン②

きょうだいでA事業所しか利用していない

(負担額 兄：4,600円、弟：0円)

→上限額管理不要(届出×、加算×)

## パターン③

きょうだいでA事業所しか利用していないが負担額を調整した

(負担額 兄：3,000円(1割)、弟：1,600円)

→上限額管理必要(届出○、加算×)

## パターン④

兄がA事業所、弟がB事業所を利用

→上限額管理必要(届出○、加算○)

# その他報酬請求に係る書類

## 【障害福祉サービス】

- ・利用日数に係る特例の適用を受ける場合の利用日数管理票（届出は広島県へ提出）



# 請求審査について

## ◆正常

請求が問題なく通りました。

## ◆警告

要確認のエラーが発生しています。

## ◆警告（重度）

要確認のエラーが発生しています。

警告・警告（重度）の場合、原則、請求は通りますが、場合によっては返戻対象となる場合があります。その際は審査期間中に市から確認の連絡があります。

## ◆返戻

請求を通すことができないエラーが発生しています。

**実際に請求明細書や返戻一覧表などを見ながらエラーを確認してみましょう**



# よくある請求間違い 返戻編



# よくある請求間違い【返戻】

ED01

**該当の請求情報は既に支払い確定済です。**

→既に請求が通っているものを再度請求している可能性があります。

【チェックポイント】

- ・過誤申立書は提出していますか？

# よくある請求間違い【返戻】

## EC01

**該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています**

→同月に同じ請求を2回している可能性があります。

### 【チェックポイント】

- ・同じ人の請求が2つありませんか？

# よくある請求間違い【返戻】

PP19

**実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません**

→請求明細書が返戻になり、実績記録票のみ通っている状態です。

**【チェックポイント】**

- PP19以外にエラーが出ているはずですが。他のエラー内容を確認してください。

# よくある請求間違い【返戻】

## EG17

### 上限額管理対象外の受給者です

→ 上限額管理の登録がないのに請求時に上限管理事業所が登録されています。

他にEG29、EN02のエラーが出ている可能性があります。原因は全て上限管理対象外が原因です。

### 【チェックポイント】

- 上限管理事業所は届出を提出していますか？
- 上限管理が不要な方ではありませんか？

# よくある請求間違い【返戻】

EG02・EG13など

受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者証の認定情報が登録されていません

→サービス提供月に該当サービスの決定が下りていません。

## 【チェックポイント】

- 18歳到達で受給者証番号が変わっていませんか？
- 廿日市市が支給決定している方ですか？
- 決定コードを間違えていませんか？

# よくある請求間違い【返戻】

PP08

**上限額管理結果票に存在しない事業所の請求明細書があります**

→上限額管理結果票のみ返戻になっています。

【チェックポイント】

- ・上限額管理結果票に対象者が利用している事業所が全て記載されていますか？

# よくある請求間違い 重度編



# よくある請求間違い【重度】

PP90など

共同生活援助サービスにおける請求明細書の基本請求の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています。

→サービスの利用日数が実績記録票と明細書で違います。

## 【チェックポイント】

- ・利用していない日を請求していませんか？
- ・外泊や入院の場合は実績記録票の回数と違う場合があるので、エラーは無視してください。

# よくある請求間違い【重度】

PQ07等

**他の●●サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています**

→同日、同一時間帯に複数の障害福祉サービスの利用があります。

## 【チェックポイント】

- ・利用日・時間は正しく入力されていますか？
- ・（短期入所）他サービス併給（半日分の単位）で請求していますか？
- ・（放課後等デイサービス）同日に2つ以上の放課後等デイサービスは使えません。



# よくある請求間違い【重度】

## PR52等

同じ日付に他の短期入所の「サービス提供の状況」が未設定（宿泊を伴う）の提供実績が存在しています。

→同日に入所系サービスと短期入所の提供実績があります。

### 【チェックポイント】

- ・利用者の前後の予定を把握していますか。
- ・状況に応じて、「他サービス併給」等の単位数で請求をしていますか。



# よくある請求間違い【重度】

PP80等

上限管理事業所において請求明細書に該当する  
上限管理結果票が届いていません

→上限管理結果票が国保連に送られていません。

# よくある請求間違い 警告編



# よくある請求間違い【警告】

## EG28等

**請求明細書の「契約支給量」が受給者証の「決定支給量」を超えています。**

→契約支給量が決定支給量を超えています。

### 【チェックポイント】

- ・契約支給量が変更前のままになっていませんか？実際に請求している提供量が決定支給量を超えていない場合は問題ありません。

# よくある請求間違い【警告】

PB35

**受給者台帳の「障害支援区分」の登録内容に該当する請求ではありません。**

→基本報酬や加算の単位が障害支援区分と違います。

【チェックポイント】

- ・受給者証に記載されている障害支援区分が変更になっていませんか？

# よくある請求間違い【警告】

PP83

関係事業所で請求明細書の「上限管理事業所・管理結果票」が上限額管理結果票の「利用者負担上限額管理結果」と一致していません。

→管理結果番号が請求明細書と上限額管理結果票と相違があります。

## 【チェックポイント】

- ・管理結果番号をよく確認しましょう。

利用者負担上限額管理結果	3
--------------	---

- 1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
- 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
- 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

# よくある請求間違い【警告】

EG61

**該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません。**

→**契約開始日、契約終了日が支給決定有効期間内ではありません。**

**【チェックポイント】**

- ・**受給者証が更新になり、支給決定期間が変わっていませんか？**

# 提出書類の取り扱いについて



# 提出書類の取り扱いについて

児童が同一世帯に複数いる場合についても、令和7年5月請求分（4月サービス提供分）より国保連合会へ電子請求が可能になったことから、廿日市市への上限管理結果票の提出が不要になりました。

（同一世帯に複数の障害児が居る世帯における利用者負担上限額管理結果票の電子化に係る事務手続等について）（令和6年11月13日）

※5年間、各事業所で保存をお願いします。

# 提出書類の取り扱いについて

廿日市市において、契約内容報告書は令和  
令和8年4月1日から当市への提出が不要にな  
ります。

（障害福祉分野における手続負担の軽減及び生産性向上に向けた取組について）（令和7年8月8日）

※各事業所で保存をお願いします。

# 提出書類の取り扱いについて

令和6年4月サービス提供分から廿日市が支給決定している利用者の**実績記録票**は廿日市市への提出が**不要**になりました。

※引き続き地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援）は必要です。」

（廿日市市が受け付ける実績記録票等の提出について）（令和6年3月25日）

※5年間、各事業所で保存をお願いします。

# お問合せ

## ◆障害福祉課 給付管理係

電話：0829-30-9186

FAX：0829-20-1611

メール：[shogaifukushi@city.hatsukaichi.lg.jp](mailto:shogaifukushi@city.hatsukaichi.lg.jp)

## 問い合わせの際の留意事項

- ・ 廿日市市が支給決定している方ですか？
- ・ 受給者証番号を控えてご連絡をお願いします。

# 最後に

## ◆事故報告書について

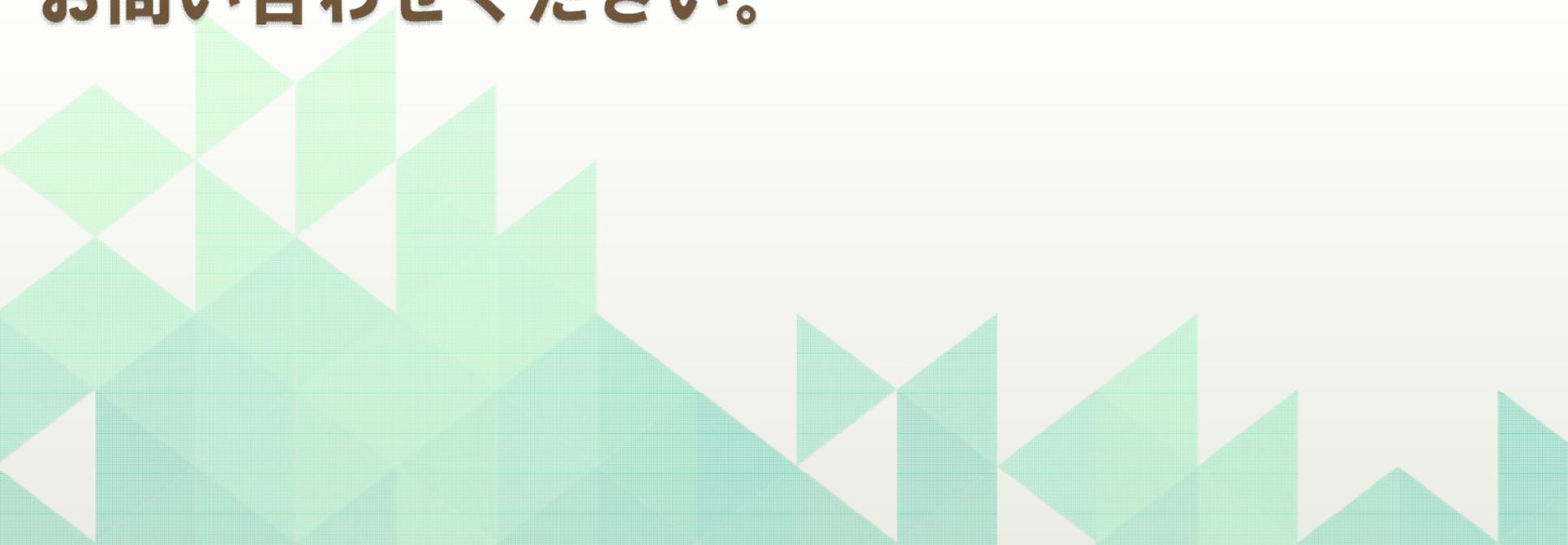
- ✓ サービスの提供による利用者の医療機関への受診を要したケガ又は死亡事故の発生
- ✓ 食中毒及び感染症の発生

## ◆報告方法

様式をメール又は郵送、窓口で提出

※報告には個人情報も含まれる為、取扱いに  
注意すること

**質問等ありましたら、質問票から  
お問い合わせください。**



**ありがとうございました。**

